

大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街における継続性のある魅力づくりや賑わいを創出する新たな取組を促進し、地域に根ざした商店街の機能の充実及び大規模小売店舗等との差別化を図るため、大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる法人及び団体（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市内の一定の地域において、商店が集団で共同事業等の事業活動を行っている団体であって、市長が特に認めるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店街で行う集客力の高いイベント事業であって、継続性及び発展性が期待できるもの
- (2) 商店街の来街者の利便性を図り、又はその商店街の景観形成等のイメージアップを行う事業
- (3) その他市長が商店街の振興及び地域の活性化を図る上で効果があると認める事業

(補助金の交付及び額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象事業者が行う補助対象事業について、次の各号に掲げる額を補助金として交付するものとする。この場合において補助金の額は、30万円を上限とする。

- (1) 補助対象事業における申請が1回目の場合、別表に定める補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の2以内の額
- (2) 補助対象事業における申請が2回目の場合、補助対象経費の2分の1以内の額
- (3) 補助対象事業における申請が3回目の場合、補助対象経費の3分の1以内の額

2 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（様式第1号の1）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、同一の補助対象事業（同一とみなされるものを含む。）については、年間に1回、通算して3回を限度とする。

(審査、決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその旨を大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認められるときは、当該決定に条件を付けることができる。

(事業内容の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市商店街小規模ソフト事業内容変更承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 補助対象経費をその20パーセント以内の額で減額しようとするとき。

- (2) 補助対象事業の内容の軽微な変更をしようとするとき。
- (3) その他補助対象事業の目的を達成するための変更で市長が認めるとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は新たに条件を付けることができる。

(補助金の概算払)

第8条 交付決定事業者は、補助金の交付決定後において、第4条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金概算払請求書(様式第4号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払により補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定事業者は、補助対象事業の終了の日から3月を経過する日又は第6条第1項の規定により補助金交付の決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大牟田市商店街小規模ソフト事業実績報告書(様式第5号)により市長に当該補助対象事業の実績を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、これを審査し、補助金の額を確定するとともに、当該確定した補助金の額を大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 交付決定事業者は、前条第2項の通知があったときは、速やかに大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付決定事業者に支払うものとする。

(精算)

第11条 交付決定事業者は、前条の規定にかかわらず、第8条の規定により補助金の概算払を受けた場合において、第9条第2項の通知があったときは、速やかに精算を行い、当該補助金について過払いがあるときは、精算と同時にこれを返還しなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、補助対象事業の実施状況及び補助金の使途について説明を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。この場合において、当該取消し等により交付決定事業者に損害が発生しても市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (4) 第2条第2項各号に掲げるものに該当したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(備品の管理)

第14条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得した備品を補助対象事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の備品について台帳を設け、その管理状況を明らかにしておかなければならない

(補助金に係る経理)

第15条 交付決定事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が終了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成21年10月19日から施行する

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する

別表（第4条関係）

補助対象経費

区 分	内 容
謝金	専門家、イベント出演者等に対する謝金 (講師等謝金、イベント出演者・司会者等) ※注 1
旅費	国内旅費 (専門家・イベント出演者等旅費、出張旅費等)
会議費	会議に要する経費 (会議資料印刷費、会議会場使用料、会議出席者の駐車場使用料等)
広報費	広告宣伝に要する経費 (ポスター・チラシ等制作費、新聞折込広告料、新聞雑誌等掲載料、案内看板、のぼり等製作料等)
印刷費	印刷に要する経費(会議、広報に関するものを除く)
消耗品費	消耗品購入に要する経費 (事務用品購入費、材料購入費等) ※注 2
備品費	什器等の備品の購入に要する経費 ※注 3
委託費	事業運営の一部を補助対象事業者のみで実施することが困難なため、専門的技術等を有する者に対して委託するために支払われる経費
使用料・賃借料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費、イベント会場等使用料等
通信運搬費	通信・運搬に要する経費 (郵便料、送料等)
保険料	催事保険等加入に要する経費
雑役務費	臨時のアルバイト費 (ボランティアへの謝礼を含む) ※注 4
食糧費	飲食に要する経費 (講師やボランティアの弁当・飲料費等に限る) ※注 5
その他の経費	事業執行上必要と認められる経費

備考

補助対象となる経費は、本事業を効果的に行い、かつ、事業の遂行に必要な上記の経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。

注釈

1 未成年者に対して支払われるものなど、現金によることが適切でないと判断される場合には、金券等を補助対象経費とすることができる。

また、補助対象事業者の役員及び会員等に対して支払われる謝金について、補助対象経費とすることができる額は1人につき、3万円を限度とする。

2 抽選会等の景品購入に係る経費については対象外とする。

3 什器等の備品等を購入する方がリース又はレンタルの方法によるより費用対効果等の観点から特に効果的であって、補助対象事業終了後も適切に管理できる場合に限り、備品購入に要する経費を補助対象経費とすることができる。この場合において、補助対象経費とすることができる額は、補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。

4 補助対象事業者の役員及び会員等に対して支払われるものについては、補助対象外とする。

5 酒類については対象外とする。また、弁当代については、1人につき700円を上限とする。